

## 第Ⅱ章 東日本大震災からの復興

### 1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組

#### (1) 森林等の被害と復旧状況

- 東日本大震災により、15県で林地荒廃、治山・林道施設の被害等が発生。被害箇所では、復旧に向けた工事を実施。
- 被災した木材加工・流通施設(全国115か所)について、廃棄・復旧・整備等を支援し、96か所が操業を再開。

#### (2) 海岸防災林の復旧及び再生

- 海岸防災林は、おおむね5年間で盛土等の基盤造成、概ね10年間で全体の復旧完了が目標。
- 災害廃棄物の仮置場等を除く箇所について、早期に復旧・再生に着手。植栽・保育に当たっては民間団体等とも連携。苗木の供給と植栽後の継続的な管理が必要。
- 海岸防災林に一定の津波被害の軽減効果が確認されたことから、全国の海岸防災林の機能強化対策についても支援を拡充。

#### 《事例》 海岸防災林復旧のため市民団体が植樹を実施

山形県の市民団体は、宮城県仙台市若林区<sup>わかばやく</sup>荒浜<sup>あらはま</sup>の海岸防災林復旧事業地において、仙台森林管理署と締結した協定に基づき、平成25(2013)年4月に植樹を実施した。今後は、生育状況に応じて補植や下刈り等を実施し、植栽木を育成していく予定。



#### (3) 復興への木材の活用

- 応急仮設住宅の約4分の1(約1万5千戸)を木造で建設。今後の大規模災害を想定し、木造応急仮設住宅を速やかに供給するための災害協定を締結する動きも。
- 災害公営住宅を木造で整備する動き、被災者の自宅再建に木造住宅を提案する動き、土木分野の復旧・復興事業に木材を活用する取組等も。
- 地震と津波により発生した大量の災害廃棄物のうち、木質系災害廃棄物は木質ボードの原料やボイラー燃料、発電等に利用。会津若松市<sup>あいつわかまつし</sup>では、未利用間伐材等を主燃料とするバイオマス発電所が稼働。

#### 《事例》 治山施設の復旧に間伐材を使用

宮城県気仙沼市<sup>けせんぬましの</sup>野々下<sup>ののした</sup>地区の国有林では、被災した治山施設(防潮護岸)の復旧工事に、間伐材を活用したコンクリート型枠用合板を試行的に使用。合板には県産カラマツを使用しており、土木分野をはじめとする木材需要の拡大につながることを期待。



## 2. 原子力災害からの復興

### (1) 東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応

- 平成23(2011)年3月に設定された「避難指示区域」については、平成25(2013)年8月に「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰宅困難区域」に見直し完了。

### (2) 森林の放射線対策

- 「住居等近隣の森林」については、「除染特別地域」では環境省が、「汚染状況重点調査地域」では市町村(民有林)、林野庁(国有林)が除染を実施中。
- 原木きのこを生産する「ほだ場」については、落葉等の除去や客土等を行った場合のしいたけへの放射性物質移行の抑制効果を調査中。
- 森林内の放射性物質の分布状況の推移、落葉等除去や伐採による線量低減効果等について調査中。
- 汚染土壌等を扱う業務や空間線量率 $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 超の森林での業務は、線量測定等により労働者の安全を確保。

### (3) 安全な林産物の供給

- 食品中の放射性物質の基準値(平成24(2012)年4月、一般食品は $100\text{Bq/kg}$ 等)に基づき、特用林産物21品目に出荷制限(平成25(2013)年12月現在)。
- 「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」(平成25(2013)年10月)に基づき栽培管理を行い、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合に出荷制限を解除。
- 福島県産きのこ原木の減少に対応し、原木の安定供給に向けて需給のマッチング等を推進。また、きのこの生産継続に向けて必要な施設整備・資材導入等を支援。

#### 《事例》 被災地の特用林産物を展示・販売

平成25(2013)年11月8日、9日に東京都新宿区明治公園にて第52回農林水産祭「実りのフェスティバル」が開催。日本特用林産振興会が、特用林産物を展示・販売。風評被害を受けている地域からの出品もあり、安全性等についてPR。



### (4) 樹皮やほだ木等の廃棄物の処理

- 木材加工の工程で発生する樹皮(バーク)は、燃料や堆肥等に利用されていたが、放射性物質の影響により製材工場等に一部滞留。バークの廃棄物処理場での処理について支援。同様に使用できなくなったほだ木の処理も課題。

### (5) 損害の賠償

- 林業関係では、避難指示等に伴う事業への支障や原木しいたけ等に関する損害賠償を請求。森林に係る財物賠償は継続して検討。